

川口市工事請負業者指名選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、川口市契約に関する規則、川口市工事請負業者等審査委員会規則及び川口市建設工事等入札参加資格に関する規則で定めるもののほか、この市が発注する建設工事の入札に参加する業者の指名について必要な事項を定めるものとする。

(指名の基準)

第2条 市長は業者の指名にあたっては、市内業者育成に配慮するとともに、次に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 最近における不誠実な行為の有無
- (2) 最近における経営の状況（有効な経営事項審査の総合評定値通知書の提示を含む）
- (3) 最近における工事成績
- (4) 当該工事についての地理的条件
- (5) 手持工事の状況及び工事施工能力
- (6) 当該工事についての技術的適性
- (7) 最近における安全管理の状況
- (8) 最近における労働福祉の状況

(指名業者数)

第3条 1件の建設工事の入札に参加させる指名業者数は、別表のとおりとする。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- (1) 特殊な機械を購入設置するとき。
- (2) 特殊な工法又は技術を必要とするとき。
- (3) その他特別の事由があるとき。

附 則

この告示は、平成6年7月1日から施行する。

この告示は、平成28年7月20日から施行する。

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

この告示は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に新規契約を締結する建設工事から適用する。

別 表

指 名 業 者 の 数

設 計 金 額 (税込)	指名業者数
2,000,000円を超え、5,000,000円以下のもの	5 者以上
5,000,000円を超え、10,000,000円以下のもの	6 者以上
10,000,000円を超え、20,000,000円以下のもの	7 者以上
20,000,000円を超え、50,000,000円以下のもの	8 者以上
50,000,000円を超え、150,000,000円以下のもの	9 者以上
150,000,000円を超え、500,000,000円以下のもの	10 者以上
500,000,000円を超えるもの	12 者以上